

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第 4 0 4 会計隊長 野田 勝美

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S7D1TT01410		6SS81A60011 0001					
品名 または 件名							
十文字原演習場避雷小屋設置役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
別府駐業 十文字原演習場			別府駐業 十文字原演習場				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
別府駐業 十文字原演習場			令和8年11月30日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

公告及び入札心得等については、別府駐屯地会計隊及び西部方面隊HPに掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年9月15日（火）11時00分 別府駐屯地 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 入札参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」格付「D以上」で契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 公告及び入札の心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記するものとする。
- (8) 現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 落札決定方法：総額（消費税抜き） 当隊所定の予定価格以内の最低落札者とする。（同価の場合は、抽選により決定する。）

4 入札保証金 : 免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

5 契約保証金 : 免除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたいもの。
- (3) 暴力団排除に関する誓約を行わなかった者の入札
- (4) 電信・電話・FAXによる入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

7 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

契約条項及び入札等参加者心得については、別府駐屯地会計隊契約班及び西部方面隊HPで常時閲覧できます。

8 契約書の作成：落札決定後速やかに、契約書を作成します。

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

9 その他

- (1) 入札に関する委任等を受けた者は、入札前までに委任状を提出すること。
- (2) 競争参加資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出すること。(FAX可)
- (3) 郵便入札希望業者は、入札日前日までに必着するように郵送し 10 の下記担当者に連絡すること。また、再度の入札となった場合は別途連絡いたします。
- (4) 現場説明会：実施しない。（ただし、仕様書の認識を合わせるため事前に 11 の下記担当者に調整のうえ仕様書を確認するものとする。）
- (5) 最低価格の入札金額が、契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。

※積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。

※積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としめない可能性があります。

- (6) 公告の掲示場所：西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊別府駐屯地

10 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒874-0849 大分県別府市大字鶴見4548-143

陸上自衛隊別府駐屯地 第404会計隊 契約班 担当 砥板(といた)

TEL 0977-22-4311 (内線) 348 FAX 0977-23-3433 (直通)

11 仕様書及び現場確認に関する問い合わせ先

陸上自衛隊別府駐屯地 別府駐屯地業務隊管理科 演習場管理班 担当 渡邊

TEL 0977-22-4311 (内線) 395

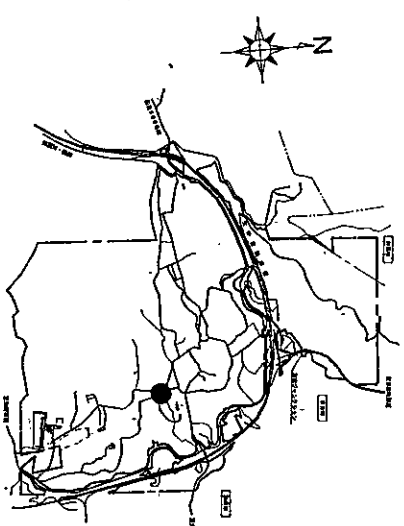
十字字原演習場避雷小屋設置役務

業務隊長	管理科長	作成者
		
件名	十字字原演習場避雷小屋設置役務	
図面名	装紙	
縮尺	—	
令和8年8月6日		
陸上自衛隊 別府駐屯地業務隊管理科		図面番号
		1/2

仕 様 書

- 1 件 名
十文字原演習場避難小屋設置役務
- 2 設置場所
陸上自衛隊 十文字原演習場内（細部位置は別示）
- 3 役務概要
避難小屋の設置（1箇所）
- 4 一般事項
(1) 本仕様書は「十文字原演習場避難小屋設置役務」について適用する。
(2) 本仕様書に特記なき事項については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び国住指第532号（7.4.1）のほか、関係諸法規等を遵守し実施するものとする。
(3) 役務実施計画（工程表）を監督官に提出し、実施日及び役務工程を協議後、決定するものとする。
(4) 請負者は、仕様書及び現地において不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
(5) 本役務で使用する工具及び工事車両等の資器材は、請負者が準備するものとする。
(6) 本役務に際し、他の箇所に損傷を与えないよう十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、故意・過失に關係なく、請負者の責任において速滞なく完全に復旧するものとする。
(7) 請負者は役務完了後、現場の整理整頓及び清掃を実施するものとする。
(8) 請負者は、自衛隊敷地内への立入及び行動については、当該演習場の規則及び官側の指示を遵守して行うものとし、役務場所以外への立入を禁止する。やむを得ず役務場所以外への立入を必要とする場合は官側の許可を得るものとする。
(9) 本役務に際して、本仕様書に明記なき事項についても、工面上当然実施事項については請負者の負担で実施する。その際、契約金額の変更はないものとする。
(10) 本役務の写真は、着手、完了及び実施中の他、監督官の指示する箇所を鮮明に横向きで撮影し、役務完了後カメラA4増写真紙に整理し提出すること。
(11) 本役務に際して、演習場の水道及び電力の使用は原則できないものとするが、やむをえず使用する場合は仮設計測機器を設置し、使用量に応じた金額を請負者が負担すること。
(12) 役務中は、安全管理及び関連法規等を遵守し、事故等発生した場合は、速やかに監督官へ報告するものとする。
(13) この契約により知り得た自衛隊に関する情報について、他に漏洩及び転用してはならない。
(14) 監督官の指示事項は速やかに提出すること。
(15) 本役務に際し、外国人の入場には官側が示す様式による申請が必要であり、許可を受けた者のみ入場可能とする。また、部隊側の手続き上、許可までに1か月程度の期間を要することを考慮するものとする。
- 5 特記事項
(1) 設置する避難小屋は下記を基準とするも、同等品以上であれば製造メーカー等は指定しない。
ア 製造メーカー
イ 品 名
イ 品 名
避難庫（入口建具付）
ウ 形 式
101-S（標準）型
エ 収容人員
10名から15名/1基
オ 建築面積
10㎡未満
カ その他
接地工事はA種とする。
(2) 設置場所は「十文字原演習場案内図」に図示した場所を基準に、監督官と協議後決定するものとする。
(3) 設置する避難小屋は「5 特記事項 (1)」を基準とし、設置場所を確認後、承認図等を提出し承認を受けるほか、監督官の検査を受けた合格品のみ使用するものとする。
(4) 避難小屋設置の際は、基礎設置等を確実に実施し、各種災害での被害を防止するように施工するものとする。
(5) 役務期間中は、十分な安全対策を実施するものとする。

- (6) 本役務に際して、契約内容を超える作業が別途必要であると判断した場合は、監督官と協議し早急に見積書を提出するものとする。
(7) 本役務の実施については、官側の都合により平日の役務が難しい場合、土日祝日でも実施可能とするが、その場合、契約金額に変更は生じないものとする。また、演習場の使用状況による作業日程に対応するものとする。
(8) 本役務で発生した発生土等については、作業箇所近傍の官側の指定する場所に敷きならすものとし、その他の廃棄物については、監督官の指示のもと合格適正に処分するものとする。
(9) 避難設備を設置後、電気抵抗の測定（接地抵抗A種）を実施し、測定結果を監督官に提出するものとする。
(10) 提出書類【各提出部数は監督官より指示】
ア 現場代理人通知書
イ 着手届、完了届
ウ 作業日誌
エ 工程表
オ 作業報告（写真）帳
カ その他、監督官が指示した書類
- 6 検 査
検査は役務後に、異常がないことを確認のうえ現場検査合格とする。また、監督官が提出を求めた書類の提出をもって書面検査合格とし、現場及び書面両方の検査合格にて完了とする。なお、手直しが発生した場合は、手直し終了後の再検査での合格をもって完了とする。



十文字原演習場配置図 S=1/50,000

●：避難小屋設置箇所

作 名	十文字原演習場避難小屋設置役務		
図 面 名	仕様書・配置図		
縮 尺	—		
令和8年8月6日		図面番号	2/2
陸上自衛隊 別府駐屯地警務隊管理科			

令和 年 月 日

住所:
会社名:
代表者名:
担当者:
担当者連絡先:

(税抜金額)

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	十文字原演習場避雷小屋設置役務	仕様書のとおり	ST	1.00		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
	小計					

提出期限：令和8年9月13日 17時まで

入札書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長 野田 勝美 殿

入札金額 ¥
(但し、消費税額を除く)

当社は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。

また、当社(当団体)は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。

件 名 : 十文字原演習場避雷小屋設置役務

履 行 期 限 : 令和8年11月30日

履 行 場 所 : 別府駐業 十文字原演習場

住 所

会 社 名

代 表 者 名

代理人氏名

印

印